

令和6年1月17日

沖縄県警察本部交通部運転免許管理課

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生	
住所	〇〇県〇〇市△△町□□		
交付	平成30年 12月18日 12345		
有効期限	2024年(令和6年)1月1日まで有効		
免許の条件等	優良		
番号	第 123456789000 号		
二小原	平成05年07月01日	種別	大型 中型 普通 大特 大管 普通 原付 小特
他	平成07年08月10日		
二種	平成14年09月20日		

〇〇〇〇 公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年7月1日まで運転することができます。
(令和6年7月1日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

以下の市町村に住所のある方が対象となります。

- 新潟県…新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
- 富山県…富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
- 石川県…金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
- 福井県…福井市、あわら市、坂井市

- ※ 対象となる市町村は、今回の地震に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月15日時点のものです。
- ※ 上記の市町村に住所がない方であっても、令和6年能登半島地震による被害者に該当すると判断できる方については対象となることもあります。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、**沖縄県運転免許センター(098-851-1000)** にお問い合わせください。